

令和8年度 監査計画

新城市監査事務処理規程（平成17年新城市監査委員告示第1号）第5条及び新城市監査基準第7条に規定する監査計画は次のとおりとする。

1 基本方針

監査等を実施するにあたっては、地方自治法（以下「法」という。）第199条、第233条、第235条の2、第241条、地方公営企業法（以下「公企法」という。）第30条及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）第3条、第22条に基づいて実施する。

その趣旨は、法第2条第14項及び第15項に規定するように、市の事務が「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、また、常に組織及び運営の合理化及び規模の適正化を図ること」を究明し、健全化法第1条に規定するように財政の健全化に資することを目的とし、事務事業の適正化、効率化、健全化に資するものとする。

2 年間実施計画

監査対象となる事務事業の状況、監査に要する時間等を勘案して、別表1のとおり「令和8年度監査等実施計画」を策定した。

全部局を2年に1度（学校は3年に1度）定例監査を行うものとする。

ただし、機構改革により大幅な変更が生じた場合は再度調整もありうる。

3 実施監査等の種類及び重点項目

(1) 定例監査・行政監査

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適法かつ適正に行われているかどうかを監査する。また、行政監査を同時に実施し、事務全般にわたり、経済的、効率的、合理的に事業が行われているかを監査する。

監査対象事務は、決算審査前に実施する場合は前年度分とし、決算審査以降については当該年度を対象とする。

令和8年度の重点項目は次の事項とする。

- ア 内部統制につながるリスク管理への取組
- イ 補助金等の適正執行
- ウ 主要施策の評価方法と成果

〈根拠〉

- ・ 地方自治法第199条

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

- ・ 第2項

監査委員は前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは普通地方公共団体の事務の執行について監査をすることができる。この

場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は政令で定める。

・第4項

監査委員は、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならない。

・第5項

監査委員は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第1項の規定による監査をすることができる。

(2) 例月出納検査

法第235条の2第1項の規定により、市及び企業管理者が保有する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。）の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを検査する。

偶数月に対面による検査、奇数月に自席待機により検査を実施。

〈根拠〉

・地方自治法第235条の2

普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。

公企法には例月出納検査に相当する監査規定がなく、法に基づいて実施する。

(3) 財政援助団体等の監査

法第199条第7項の規定により、補助・出資団体（市が資本金等を4分の1以上出資）・公の施設の管理を委託している団体に対し、当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施する。

補助団体、出資団体、公の施設管理受託団体に対しては、必要に応じて監査委員協議により実施の有無を決定する。

〈根拠〉

・地方自治法第199条第7項

監査委員は、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

(4) 決算審査・基金審査

法第233条第2項及び第241条第5項並びに公企法第30条第2項の規

定により次のとおり実施する。

決算審査は、一般会計及び特別会計並びに企業会計の決算について、決算書その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施する。また、決算の提出後、健全化法第3条に規定するように財政の健全性に関する比率の公表に意見を付す。

基金審査は、基金の運用状況を示す書類の計数を確認するとともに、基金の設置目的に従って、確実かつ効果的に行われているかどうかを主眼に実施する。

〈根拠〉

・ 地方自治法第233条

会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後3箇月以内に、証書類その他の政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

・ 第2項

普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

・ 第3項

普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

・ 第4項

前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

〈根拠〉

・ 地方自治法第241条

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は、定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

・ 第5項

第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

・ 第6項

前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

〈根拠〉

・ 地方公営企業法第30条

管理者は、毎事業年度終了後2月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類をあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

・ 第2項

地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならぬ。

・第3項

監査委員は、前項の審査をするにあたっては、地方公営企業の運営が第3条の規定の趣旨に従ってされているかどうかについて、特に意を用いなければならない。

・第4項

地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

・第5項

前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

〈根拠〉

・地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条

地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

・第2項

前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

〈根拠〉

・地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条

公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

(5) その他監査

法の規定により監査委員が行う監査で、この計画に定めのないものの実施方針等はその実施時に定める。

随時監査は、監査委員が必要であると認めるとき適宜実施する。

令和8年度 監査等実施計画

別表1

区分 月	定例監査（行政監査含む）	財政援助団体等監査 【所管部署】	決算審査等	例月出納 検査
4月				27日
5月	消防本部 消防総務課、予防課、消防署			25日
6月	会計課 経営管理部 総務企画課、医事課、医療情報室		病院、水道、工業用水道、 下水道事業会計	25、29日
7月			一般・特別会計 基金運用状況 健全化判断比率等	27日
8月				25日
9月				28日
10月	中学校 新城、東郷 小学校 千郷、東郷西、東郷東、黄柳川、東陽 教育部 教育政策課、学校教育指導室、 学校給食課、生涯共育課、歴史文化課			26日
11月	市民協働部 市民自治推進課、自治振興事務所、 市民課、環境政策課、生活環境課、 公共交通対策課	土地改良区【農業課】 養護老人ホーム寿楽荘 和敬会【高齢者支援課】		26日
12月	こども園等 千郷東、千郷中、千郷西、長篠、鳳来、 大野、おおぞら園			25日
1月	健康福祉部 福祉課、高齢者支援課、保険医療課、 こども未来課、こども家庭センター、 健康課、地域医療支援センター、 作手診療所			25日
2月	監査委員事務局	スポーツ協会【生涯共育課】 新城文化会館 ㈱ケイミックスパブリックビ ジネス【生涯共育課】		25日
3月				25日